

吸収分割に係る事後開示書面
(会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号、
および会社法施行規則第189条に定める書面)

2020年4月1日

関西電力株式会社

関西電力送配電株式会社

2020年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 森本 孝



大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号

関西電力送配電株式会社

取締役社長 土井 義宏



関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）および関西電力送配電株式会社（以下「関西電力送配電」といいます。）は、2019年4月25日付で関西電力と関西電力送配電との間で締結した吸収分割契約に基づき、関西電力が一般送配電事業および附帯する事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を関西電力送配電へ承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本件吸収分割に係る事後開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2020年4月1日

2. 関西電力における法定手続きの経過

(1) 会社法第784条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続きの経過
会社法第784条の2に基づき、関西電力に対して本件吸収分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続きの経過

関西電力は、会社法第785条第3項および第4項に基づき、2020年1月28日付で株主に対して電子公告を行いましたが、同条第1項に従い関西電力に株式買取請求をした株主は存在しませんでした。

(3) 会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）に係る手続きの経過

関西電力は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定（債権者の異議）に係る手続きの経過

関西電力は、会社法第789条第2項および第3項に基づき、2020年1月28日付の官報および電子公告により、債権者に対して公告を行いましたが、債権者からの異議申述はありませんでした。

3. 関西電力送配電における法定手続きの経過

(1) 会社法第796条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続きの経過

関西電力送配電の株主は関西電力のみであり、会社法第 796 条の 2 に基づき、関西電力送配電に対して本件吸収分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

本件吸収分割は、関西電力送配電の唯一の株主である関西電力の同意をもって、関西電力送配電の株主総会の承認決議を経ており、反対株主は存在しないため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

関西電力送配電は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項に基づき、2020 年 1 月 28 日付の官報および電子公告により、債権者に対して公告を行いました。債権者から異議の申述はありませんでした。

4. 吸収分割により関西電力送配電が関西電力から承継した重要な権利義務に関する事項

関西電力送配電は、本件吸収分割の効力発生日をもって、吸収分割契約の定めに従い、関西電力が本件事業に関して有する権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は 2 兆 3,686 億円（概算値）、負債の額は 3,212 億円（概算値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2020 年 4 月 6 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

本書類については、原本に相違ないことを証明します。

2020 年 4 月 1 日

大阪府大阪市北区中之島三丁目 6 番 1 6 号
関西電力株式会社
取締役社長 森本 孝

大阪府大阪市北区中之島三丁目 6 番 1 6 号
関西電力送配電株式会社
取締役社長 土井 義宏